

○ 農地防災事業等補助金交付要綱(昭和31年8月30日付け31農地第4122号農林事務次官依命通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>第1 農林水産大臣は、農地及び農業用施設に係る農地防災事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法(昭和24年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)、地すべり等防止法施行令(昭和33年政令第112号)、農業用施設災害関連事業の実施について(昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通知)、ため池災害関連特別対策事業実施要綱(昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知)、特殊地下壕対策事業実施要綱(平成9年4月1日付け9構改D第264号農林水産事務次官依命通知)、農地災害関連区画整備事業実施要綱(平成元年5月29日付け元構改D第347号農林水産事務次官依命通知)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(昭和60年4月5日付け60構改D第395号農林水産事務次官依命通知)、海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱(昭和40年9月10日付け40農地D第1139号農林事務次官依命通知)、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱(平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知)、東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業実施要綱(平成23年5月2日付け23農振第374号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要綱(平成26年3月28日付け25農振第1987号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2154号農林水産省農村振興局長通知)、土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度<u>の</u>予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度<u>の</u>予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度<u>の</u>予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件(平成13年4月13日農林水産省告示第538号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2～第15 (略)</p> <p>別 紙 別表(第2及び第8関係)</p>	<p>第1 農林水産大臣は、農地及び農業用施設に係る農地防災事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において、都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、土地改良法(昭和24年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)、地すべり等防止法施行令(昭和33年政令第112号)、農業用施設災害関連事業の実施について(昭和40年9月10日付け40農地D第1129号農林事務次官依命通知)、ため池災害関連特別対策事業実施要綱(昭和61年4月4日付け61構改D第272号農林水産事務次官依命通知)、特殊地下壕対策事業実施要綱(平成9年4月1日付け9構改D第264号農林水産事務次官依命通知)、農地災害関連区画整備事業実施要綱(平成元年5月29日付け元構改D第347号農林水産事務次官依命通知)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(昭和60年4月5日付け60構改D第395号農林水産事務次官依命通知)、海岸及び地すべり防止施設災害関連事業実施要綱(昭和40年9月10日付け40農地D第1139号農林事務次官依命通知)、災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱(平成2年6月7日付け2構改D第239号農林水産事務次官依命通知)、東日本大震災に対処するための災害復旧関連事業実施要綱(平成23年5月2日付け23農振第374号農林水産事務次官依命通知)、農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2114号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要綱(平成26年3月28日付け25農振第1987号農林水産事務次官依命通知)、福島農業基盤復旧再生計画調査実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2154号農林水産省農村振興局長通知)、土地改良施設突発事故復旧事業(補助)実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第899号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成12年6月23日農林水産省告示第900号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成13年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道開発局長に委任した件(平成13年4月13日農林水産省告示第538号)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>第2～第15 (略)</p> <p>別 紙 別表(第2及び第8関係)</p>

事業	事業細目	補助率
(1), (2)	(略)	(略)
(3) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	集落排水施設復旧工事	(略)
	営農飲雑用水施設復旧工事 農村公園施設復旧工事 集落防災安全施設復旧工事 情報基盤施設復旧工事	<p><u>(1) (2)の補助率が適用される場合以外の場合にあっては、工事費の50/100</u></p> <p><u>(2) 特別財政援助法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ激甚災害に係る営農飲雑用水施設、農村公園施設、集落防災安全施設及び情報基盤施設に該当する施設の災害復旧事業費の合計（災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱（平成2年2構改D第239号）第7に基づき採択通知された事業費をいう。以下「営農飲雑用水施設等復旧事業費」という。）が6,000万円以上、又は当該激甚災害を受けた市町村の当該年度（災害が発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。以下同じ。）の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第4項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の10%以上（激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費が当該激甚災害を受けた市町村の当該年度の標準税収入の5%以上10%未満である場合にあっては、当該激甚災害が発生した日までの過去3年間のうちに発生したすべての激甚災害に係る営農飲雑用水施設等復旧事業費の合計を3で除した額が当該市町村の当該年度の標準税収入の10%以上）である場合にあっては、工事費の80/100</u></p> <p><u>なお、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村に係る補助率(2)の適用については、同法第19条の規定の例による。</u></p>
(4)～(7)	(略)	(略)
(8) 農村地域防災減災		

事業	事業細目	補助率
(1), (2)	(略)	(略)
(3) 災害関連農村生活環境施設復旧事業	集落排水施設復旧工事	(略)
	営農飲雑用水施設復旧工事 農村公園施設復旧工事 集落防災安全施設復旧工事 情報基盤施設復旧工事	<u>工事費の50/100</u>
(4)～(7)	(略)	(略)
(8) 農村地域防災減災		

事業		
ア 調査計画事業	調査計画事業	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)
イ 整備事業 (7) 用排水施設等整備	a 防災ダム整備事業	工事費の55/100。実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)
	b ため池整備事業	
	(a) (b)	(略)
	(c) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)
c 用排水施設等整備事業	(a)～(d)	(略)
	(e) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)
d 農地保全整備事業	(a)～(d)	(略)
	(e) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)

事業		
ア 調査計画事業	調査計画事業	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)
イ 整備事業 (7) 用排水施設等整備	a 防災ダム整備事業	工事費の55/100。実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)
	b ため池整備事業	
	(a) (b)	(略)
	(c) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)
c 用排水施設等整備事業	(a)～(d)	(略)
	(e) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)
d 農地保全整備事業	(a)～(d)	(略)
	(e) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合にあっては定額補助)

e 地域防災機能増進事業	
(a)～(c)	(略)
(d) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には定額補助)
f 農業用河川工作物等応急対策事業	
(a)、(b)	(略)
(c) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には定額補助)
g 特定農業用管路等特別対策事業	工事費の50/100 (中山間地域にあっては、55/100)。実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には定額補助)
h 水質保全対策事業	
(a)～(d)	(略)
(e) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には定額補助)
i 公害防除特別土地改良事業	

e 地域防災機能増進事業	
(a)～(c)	(略)
(d) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には定額補助)
f 農業用河川工作物等応急対策事業	
(a)、(b)	(略)
(c) 実施計画策定等	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には定額補助)
g 特定農業用管路等特別対策事業	工事費の50/100 (中山間地域にあっては、55/100)。実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には定額補助)
h 水質保全対策事業	
(a)～(d)	(略)
(e) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には定額補助)
i 公害防除特別土地改良事業	

(イ) 災害管理施設等整備	(a)～(c)	(略)
	(d) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には定額補助)
	j 地すべり対策事業	(略)
	a (略)	(略)
	b 農村防災施設整備事業 (略)	(略) (略)
	実施計画策定等	実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には定額補助)
ウ 体制整備事業 (7) ため池緊急防災環境整備事業	c 農業水利施設危機管理対策事業	工事費の50/100 (中山間地域にあつては55/100) <u>(ただし、農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備に係るものであって、令和元年度補正予算(第1号)により実施する場合には定額補助)</u>
	a ため池緊急防災環境整備事業	
	(a) 監視・管理体制の強化	定額補助 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には限る。)
	(b) 緊急的な防災対策	定額補助 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には限る。)
	(c) 地域防災上のリスク	定額補助

(イ) 災害管理施設等整備	(a)～(c)	(略)
	(d) 実施計画策定	調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には定額補助)
	j 地すべり対策事業	(略)
	a (略)	(略)
	b 農村防災施設整備事業 (略)	(略) (略)
	実施計画策定等	実施計画策定等においては調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には定額補助)
ウ 体制整備事業 (7) ため池緊急防災環境整備事業	c 農業水利施設危機管理対策事業	工事費の50/100 (中山間地域にあつては55/100)
	a ため池緊急防災環境整備事業	
	(a) 監視・管理体制の強化	定額補助 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には限る。)
	(b) 緊急的な防災対策	定額補助 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には限る。)
	(c) 地域防災上のリスク	定額補助

	除去 (d) ハード整備の着手促進 (e) 実施計画策定	(略) 調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>令和2年度</u> までに採択する場合には定額補助)
(イ) ため池群管理体制整備事業	(略)	(略)
(9), (10)		(略)

	除去 (d) ハード整備の着手促進 (e) 実施計画策定	(略) 調査・調整費の 50/100 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、 <u>平成32年度</u> までに採択する場合には定額補助)
(イ) ため池群管理体制整備事業	(略)	(略)
(9), (10)		(略)

別記様式第1号 (第3関係)

年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕 殿
北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
(別表 (第2及び第8関係) の事業の欄に
掲げる(8)及び(10)の事業については国土
交通省北海道開発局長 経由)
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

年度において、下記のとおり〇〇事業を実施したいので、農地防災事業等補助金交付要綱第3の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

別記様式第1号 (第3関係)

平成 年度〇〇事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕 殿
北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
(別表 (第2及び第8関係) の事業の欄に
掲げる(8)及び(10)の事業については国土
交通省北海道開発局長 経由)
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

平成 年度において、下記のとおり〇〇事業を実施したいので、農地防災事業等補助金交付要綱第3の規定に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定 年月日
- 5 添付書類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

(注) 1 この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。
 2 補助金交付規程等は、団体営事業にのみ添付すること。

別紙第1

収支予算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 〔団体営事業〕 工事費 計	円	円	%	円	円	円	

予算議決 (又は予算議決予定) 年月日

別紙第2 (略)

別記様式第2号 (第6関係)

年度〇〇事業費補助金変更承認申請書

番号
年月日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕 殿
 北海道にあつては、農林水産大臣
 (別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(8)及び(10)の事業については国土交通省北海道開発局長 経由)

- 1 事業の目的
- 2 収支予算書 (別紙第1のとおり)
- 3 経費の配分及び事業計画の概要 (別紙第2のとおり)
- 4 事業の完了予定 平成 年月日
- 5 添付書類 都道府県の補助金交付規程又は要綱

(注) 1 この申請書は、直接補助事業及び間接補助事業ごとに区分して、それぞれ作成すること。
 2 補助金交付規程等は、団体営事業にのみ添付すること。

別紙第1

収支予算書

区分	事業費	国庫補助金	国庫補助率	都道府県費	市町村費	土地改良区等費	備考
都道府県営事業 工事費 △△△地区 ◇◇◇地区 ☆☆☆地区 計 〔団体営事業〕 工事費 計	円	円	%	円	円	円	

予算議決 (又は予算議決予定) 平成 年月日

別紙第2 (略)

別記様式第2号 (第6関係)

平成 年度〇〇事業費補助金変更承認申請書

番号
年月日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕 殿
 北海道にあつては、農林水産大臣
 (別表(第2及び第8関係)の事業の欄に掲げる(8)及び(10)の事業については国土交通省北海道開発局長 経由)

〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名 印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があつた事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分及び事業計画の概要を変更し〔金円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、農地防災事業等補助金交付要綱第6の規定に基づき関係書類を添えて申請する。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除く。
 2 関係書類とは、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2の様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載したものとすること。
 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「経費の配分及び事業計画の概要を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たい」を「中止（廃止）したい」と置き換えること。

別記様式第3号（第11関係）

年度〇〇事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕殿
 北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
 （別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)の事業については国土交通省
 北海道開発局長 経由）
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があつた標記事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙第3のとおり)
 2 事業着手 年 月 日

〔沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があつた事業の実施について、別紙理由書に記載した理由により、経費の配分及び事業計画の概要を変更し〔金円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、農地防災事業等補助金交付要綱第6の規定に基づき関係書類を添えて申請する。

- (注) 1 金額の変更のない変更申請の場合は、〔 〕の部分を除く。
 2 関係書類とは、この要綱の別記様式第1号の別紙第1及び別紙第2の様式に準じ、変更前の経費の配分及び事業計画の概要と変更後の経費の配分及び事業計画の概要を比較対照できるよう変更に係る部分についてのみ変更前を括弧書で上段に記載したものとすること。
 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「経費の配分及び事業計画の概要を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たい」を「中止（廃止）したい」と置き換えること。

別記様式第3号（第11関係）

平成 年度〇〇事業費補助金遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕殿
 北海道にあつては、農 林 水 産 大 臣
 （別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(8)の事業については国土交通省
 北海道開発局長 経由）
 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知があつた標記事業の遂行状況について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業遂行状況 (別紙第3のとおり)
 2 事業着手 年 月 日

3 事業完了予定 年 月 日

別紙第3 (略)

別記様式第4号 (第12関係)

年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕 殿
北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣
(別表 (第2及び第8関係) の事業の欄に
掲げる(8)及び(10)の事業については国土
交通省北海道開発局長 経由)
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあったことについて、下
記のとおり事業を実施したので、農地防災事業等補助金交付要綱第12の規定に基づき報告す
る。

(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)
記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第4及び第5のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 年 月 日

(注) 1 前年度から繰越した分にあつては、繰越分として、別に作成の上、提出する。
2 記の3の事業の成果は申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が
比較対照できるよう、申請額を () 書で二段書にすること。なお、間接補助
事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の2の備考欄に、
間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した
資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもものから
変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

別紙第4～第7 (略)

3 事業完了予定 年 月 日

別紙第3 (略)

別記様式第4号 (第12関係)

平成 年度〇〇事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕 殿
北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣
(別表 (第2及び第8関係) の事業の欄に
掲げる(8)及び(10)の事業については国土
交通省北海道開発局長 経由)
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定通知のあったことについて、下
記のとおり事業を実施したので、農地防災事業等補助金交付要綱第12の規定に基づき報告す
る。

(なお、併せて精算額 円の交付を申請する。)
記

- 1 事業の目的
- 2 収支精算 (別紙第4及び第5のとおり)
- 3 補助事業の成果 (別紙第2、第6及び第7のとおり)
- 4 事業の完了年月日 平成 年 月 日

(注) 1 前年度から繰越した分にあつては、繰越分として、別に作成の上、提出する。
2 記の3の事業の成果は申請書と実績報告の経費の配分及び事業計画の概要が
比較対照できるよう、申請額を () 書で二段書にすること。なお、間接補助
事業者に対し間接補助金を交付している場合にあつては、記の2の備考欄に、
間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した
資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。
また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したもものから
変更があつたものについては、必要書類を添付すること。

別紙第4～第7 (略)

別記様式第5号（第12関係）

年度〇〇事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕 殿
北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

年 月 日付け第 号により交付決定通知があった〇〇〇〇事業費補助金
について、農地防災事業等補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告す
る。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
- (注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付
すること。
・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資
料も併せて提出すること)
・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する
特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時
期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

別記様式第5号（第12関係）

平成 年度〇〇事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〔 〇 〇 農 政 局 長 〕 殿
北海道にあっては、農 林 水 産 大 臣
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号により交付決定通知があった〇〇〇〇事業費補助金
について、農地防災事業等補助金交付要綱第12第3項の規定に基づき、下記のとおり報告す
る。

記

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(<u>平成</u> 年 月 日付け第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |
- (注) 市町村別、事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。
また、記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付
すること。
・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資
料も併せて提出すること)
・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する
特定収入の割合を確認できる資料
- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]
- (注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時
期も記載すること。
- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

<p>(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設定日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料 	<p>(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。 なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料 ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設定日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料 ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの） ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
<p>別記様式第6号 （略）</p>	<p>別記様式第6号 （略）</p>

附 則

- 1 この通知は、令和2年1月30日から施行する。ただし、別表（第2及び第8関係）の事業の欄に掲げる(3)の事業の営農飲雑用水施設復旧工事、農村公園施設復旧工事、集落防災安全施設復旧工事及び情報基盤施設復旧工事の補助率(2)は、令和元年以降に発生した災害について適用する。
- 2 農地防災事業等補助金交付要綱の一部改正について（令和2年1月30日付け元農振第2576号農林水産事務次官依命通知）による改正前の規定により実施することとされている事業については、なお従前の例による。